第六条の十七第二項第二号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	第十二条の三第三項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項第二号
（略）		
第六条の十九	第六条の十七	第六条の二十六並びに第六条の二十七において読み替えて準用する第六条の十七第二項及び第三項
第六条の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十九様式
第六条の二十の二	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の八の二様式
第六条の二十一第一項	別記第三十七号の二十の二様式	別記第三十七号の二十の二様式
	第十二条の二第三項	第十二条の三第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第十二条の二第三項及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第三項
	別記第三十七号の十七様式	別記第三十七号の二十一様式

（建築基準適合判定資格者の登録の申請）

第十条の七　法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名。第十条の十及び第十条の十五の五第二号において同じ。）、氏名、生年月日、住所及び性別

三～五　（略）

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者）

第十条の九の二　法第七十七条の五十九の二の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第六条の十七第二項第三号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	法第十二条の三第三項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項第二号
（略）		
第六条の十九	第六条の十七	第六条の二十六並びに第六条の二十七において読み替えて準用する第六条の十八第二項及び第三項
第六条の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十九様式
第六条の二十の二	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の二十の二様式
（新設）		
第六条の二十一第一項	法第十二条の二第三項	法第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第三項
	別記第三十七号の十七様式	別記第三十七号の二十一様式

（建築基準適合判定資格者の登録の申請）

第十条の七　法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七条の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名。次条及び第十条の十五の五第二号において同じ。）、氏名、生年月日、住所及び性別

三～五　（略）

（新設）